

1 法人から複数の役員を選出することについて

- Q 1. 理事のうち組合員たる 1 法人の役員から複数の理事を選任できるか。
- Q 2. 組合員たる 1 法人の役員から理事と監事を選任できるか。
- Q 3. 上記に質疑 1, 2 が合法的な場合、被選者 1 人を除き他は員外役員となるか否か。
- Q 4. 質疑 2 の合法的な場合でも、
- (1) 1 法人でも 1 組合員であるので 1 組合員から理事と監事が出ることは役員の兼職禁止に抵触するとの意見
 - (2) 役員の就任は自然人（個人）として就任するので同一法人から出ても兼職とならないとの意見
- どちらが正しいか。
- なお、当組合の実際例については組合員たる 1 法人の代表取締役を理事に、他の平取締役を監事に選任する状況にある。

A 1. 理事は、組合員たる 1 法人の役員から複数の理事を選任できる。

A 2. 組合員たる 1 法人の役員から理事と監事を選任できる。

A 3. 複数の組合役員を選任した場合複数の組合役員は員内である。

A 4. (2)のとおりである。

すなわち、役員の就任は自然人として就任するので、同一法人から出ても兼職とはならない。